

第8回山都町農業委員会
総 会 議 事 録

令和7年11月10日

令和7年度第8回 山都町農業委員会総会

日 時 令和7年11月10日（月）午後2時00分開会

場 所 清和支所（旧議場）

招集者 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議事日程 第1 会議録署名委員の指名 2番 門岡 委員・18番 西山 委員

第2

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第35号 農地法第3条による許可申請について 4件

議案第36号 農地法第4条による許可申請について 5件

議案第37号 令和7年度第8号農用地利用集積等促進計画について

議案第38号 令和7年度第8号農用地利用集積等促進計画について
(所有権移転)

出席委員 山本 勝洋、門岡 和美、佐藤 幸代、
【16名】 飯星 房雄、玉目 秀二、小崎 芳雄、興梠 辰也、菊池 吉之、
本田 惠藏、
下田 孝文、木村 幸則、西山 常雄、西田 毅

欠席委員
【3名】 後藤 康喜、山下 照、下山 久義

出席職員
【4名】 松本文孝、興梠宏幸、藤山真悟、下田理佐

欠席職員
【0名】

事務局長 皆さん、こんにちは、
《 前段の挨拶及び報告》
本日の委員出席は、16名です。
山都町農業委員会会議規則第7条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は4名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

職務代理 皆さん、こんにちは、《 前段の挨拶。》
それでは、令和7年度第8回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長 続きまして、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 《 会長より挨拶を述べる 》

事務局長 これから議事に入ります。会議規則第4条により議事進行を山本会長にお願いします。

会長（以下「議長」） それでは、日程第1、会議録署名委員の指名です。
本日は、2番 門岡 委員・ 18番 西山 委員 宜しく申し上げます。

議長 日程第2、議案の審議に入ります。
報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
下記記載の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和7年11月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いたします。
今回は2件の届け出があっており、いずれも相続によるものです。
詳細は、議案書のとおりです。
以上、報告いたします。

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

議案第35号 農地法第3条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第3条第1項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求めます。

令和7年11月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 14番 下山 委員が欠席なので事務局よりお願いします。

事務局

議案第35号1番の説明をします。

賃借権設定の案件です。

借受人は農業を営む個人で、山都町・・・の田・畑合計・・・㎡の3年間の賃借権設定の案件です。

判断の理由

借受人の主な経営はカブです。

貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で3年間の賃借権設定の話が決まったため申請されました。

申請地は借受人がカブを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下調査書の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長

はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を事務局よりお願いします。

事務局

議案35号2番の所有権移転の案件ですが、今朝ほど譲渡人の方から今回の所有権移転の申請は保留したいので、取り下げte欲しいと連絡がありましたので、この案件は取り下げさせて頂きたいと思います。
大変申し訳ございません。

続きまして3番の説明を15番 松川 委員 お願いします

松川委員

議案35号3番の説明をします。

所有権移転の案件です。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。

判断の理由

譲受人の主な経営は水稻・野菜です。

譲渡人は高齢のため農地の管理が困難となり農業経営を縮小する意向がありました。

申請地について後継者である譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。

申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。

以下調査書の通りです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長

はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして4番の説明を16番 下田 委員 お願いします

下田委員

議案第35号4番の説明をします

所有権移転の案件です。

譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田・畑合計・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。

判断の理由

下田委員 譲受人の主な経営は白菜です。
譲渡人は高齢のため農地の管理が困難となり農業経営を縮小する意向がありました。
申請地について後継者である譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人が白菜を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、4番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして5番の説明を10番 菊池 委員 お願いします

菊池委員 議案第35号5番の説明をします
所有権移転の案件です。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畑合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
判断の理由
譲受人の主な経営はトマトです。
譲渡人は申請地について譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は今後譲受人がトマトを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以下調査書の通りです。
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 営農計画書も添付されているのでどうぞご覧ください。

はい、5番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

議長 はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして

議案第36号 農地法第4条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第4条第1項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求める。

令和7年11月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 3番 佐藤 委員 お願いします。

佐藤委員

1番の農地転用案件の説明を致します。

転用者は町外に居住する個人で、所有する山都町・・・の畑・・・㎡を植林して山林に転用する案件です。

別添の土地利用計画図もご覧ください。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。

事業内容は申請地全面にスギ 375本を植林するもので植林の規模も山都町森林整備計画の観点からも妥当と思われます。

申請地は周囲を山林に囲まれた休耕中の農地で日照等利用条件が悪く、鳥獣害も多いため、借り手、買い手も見つかりません。

転用者は町外に居住のうえ、農業の後継者もおらず、今後農地として管理していくことが困難であることから荒廃防止のために止む無くスギを植林し山林として管理するものです。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しますが日照、通風・耕作等への影響はありません。

排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。

以上、ご審議の方よろしく願いいたします。

議長

はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を3番 佐藤 委員 お願いします。

佐藤委員 2番の農地転用案件の説明を致します。
転用者は町内に居住する個人で、所有する山都町・・・の畑・・・㎡
を植林して山林に転用する案件です。
別添の土地利用計画図もご覧ください。
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。
事業内容は申請地全面にスギを820本植林するもので植林の規模も山都町森林整備計画の観点からも妥当と思われます。
申請地は周囲を山林に囲まれた休耕中の農地で日照等利用条件が悪く、鳥獣害も多いため、借り手、買い手も見つかりません。
転用者は農業の後継者もおらず、今後農地として管理していくことが困難であることから荒廃防止のために止む無くスギを植林し山林として管理するものです。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しますが日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。
なお、申請面積が3,000㎡を超えているため、山都町農業委員会総会での許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることとなります。
以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして3番の説明を9番 興梠 委員 お願いします。

興梠委員 3番の農地転用案件の説明を致します。
転用者は町内に居住する個人で、所有する山都町・・・の畑・・・㎡
を植林して山林に転用する案件です。

興梠委員

別添の土地利用計画図もご覧ください。
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。
事業内容はスギ220本を植林するもので植林の規模も山都町森林整備計画の観点からも妥当と思われる。
申請地は現在栗が栽培されていますが、老木となり収量が低下しています。
また、周囲を山林・原野に囲まれ、日照等利用条件が悪いことに加え、鳥獣害も多いため、借り手、買い手も見つかりません。
転用者は高齢となり、今後農地として管理していくことが困難であることから荒廃防止のために止む無くスギを植林し山林として管理するものです。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しますが日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水は雨水の自然浸透および南側への傾斜による排水を行います。
区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。
以上、ご審議の方よろしく願いいたします。

議長

はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして4番の説明を8番 小崎 委員 お願いします。

小崎委員

4番の農地転用案件の説明を致します。
転用者は町内に居住する個人で、所有する山都町・・・の畑・・・㎡を植林して山林に転用する案件です。
別添の土地利用計画図もご覧ください。
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。
事業内容は、申請地①へスギ360本、申請地②へクヌギ120本を植林するもので植林の規模も山都町森林整備計画の観点からも妥当と思われる。
両申請地は周囲を山林に囲まれた休耕中の農地で日照等利用条件が悪く、鳥獣害も多いため、借り手、買い手も見つかりません。
転用者は農業の後継者もおらず、今後農地として管理していくことが困難であることから荒廃防止のために止む無くスギ、クヌギを植林し山林として管理するものです。

小崎委員 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しますが日照、通風・耕作等への影響はありません。
排水も雨水のみの自然浸透で、区長からの同意書も提出されており問題はないと思われます。
以上、ご審議の方よろしく願ひいたします。

議長 はい、4番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまし5番の説明を10番 菊池 委員 願ひいたします。

菊池委員 5番の農地転用案件の説明を致します。
転用者は地方自治法第260条の2の規定による市町村長の認可を受けた地縁団体で、所有する山都町・・・の畑・・・㎡を植林して山林に転用する案件です。
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。
別添の土地利用計画図もご覧ください。
事業内容はスギ2880本を申請地に植林するもので、植林の規模も山都町森林整備計画からの観点からも妥当と思われます。
申請地は地形や日照等生産条件が悪く、借り手もいなかった休耕状態の土地です。
これまで地縁団体で管理を行ってきましたが構成員の高齢化に伴い、今後の管理も難しくなっていくことが予想されることから、荒廃防止のために植林して山林として管理していくことを目的として今回の申請に至りました。
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しないため影響はありません。
排水も雨水のみの自然浸透で区長からの同意書もあり、問題はないと思われます。
なお、転用面積が3,000㎡を超えているため、山都町農業委員会総会での許可相当の判断が出た後に、県の常設審議委員会にかけることとなります。
以上、ご審議の方よろしく願ひいたします。

議長

はい、5番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

議案第37号 令和7年度第8号農用地利用集積等促進計画について
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和7年11月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第37号について説明致します。

熊本県農業公社を通した農地の貸し借りについての案件です。

今回37件上がっております。

案件数が多いため、受け手ごとに説明いたします。

申請番号1～6について、受け手は町内で農業を営む法人で、経営作物は白ネギ、キャベツ、小松菜です。

山都町・・・および・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に5年間の貸借権設定の再設定案件になります。

申請番号7です。

山都町・・・の畑、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の使用貸借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物はハウレンソウ、レンコン、ピーマンです。

申請番号8～10について、受け手は町内で農業を営む個人で、経営作物は畜産、牧草です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の使用貸借権設定の再設

事務局

定案件になります。

申請番号 1 1 ～ 2 3 について、受け手は町内で農業を営む法人で、経営作物は大根です。

山都町・・・、・・・および・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に 5 年間の賃借権設定の再設定案件になります。

申請番号 2 4 ～ 3 3 について、受け手は町内で農業を営む個人で、経営作物は水稻、栗です。

山都町・・・の田および畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に 5 年間の賃借権および使用賃借権設定の再設定案件になります。

申請番号 3 4 です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に 1 0 年間の使用賃借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物は畜産、牧草です。

申請番号 3 5 です。

山都町・・・の畑、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に 1 0 年間の使用賃借権設定の再設定案件になります。

受け手の経営作物はトマトです。

申請番号 3 6 および 3 7 については、

農地の出し手から農業公社への貸付期間が 1 0 年、

農業公社から受け手への貸付期間が 5 年のように貸付期間が異なっているものについて、農業公社から受け手への貸付期間を更新する案件となります。

申請番号 3 6 です。

山都町・・・の畑、・・・筆、・・・㎡、

農業公社から受け手に 5 年間の賃借権設定の更新案件になります。

受け手の経営作物はキャベツ、水稻です。

申請番号 3 7 です。

山都町・・・の畑、・・・㎡、

事務局 農業公社から受け手に5年間の賃借権設定の更新案件になります。
受け手の経営作物はキャベツ、大根です。
以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
それでは、採決に入ります。議案第37号について、賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
はい、全員賛成です。

よって、議案第37号 令和7年度第8号農用地利用集積等促進計画について、令和7年11月10日に許可を決定致します。

続きまして

議案第38号 令和7年度第8号農用地利用集積等促進計画について
(所有権移転)

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和7年11月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第38号について説明します。
農地中間管理機構である熊本県農業公社を通じた売買による所有権移転関係
です。
今回2件上がっております。

申請番号1です。

山都町・・・の田および畑、・・・筆、・・・㎡、熊本県農業公社から譲受人への
売渡案件になります。

令和7年7月の総会にて承認されました農業公社の買入に伴う所有権移転登
記が完了したため、今回の総会に諮るかたちとなりました。

譲受人の経営作物は水稻、ピーマンです。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第38号 申請番号1について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

申請番号2については、17番木村委員が関係者のため関係案件の採決まで退室して下さい。

《 木村委員退室 》

それでは、申請番号2の審議を行います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をします。

山都町・・・の田、・・・筆、・・・㎡、熊本県農業公社から譲受人への売渡案件になります。

令和7年7月の総会にて承認されました農業公社の買入に伴う所有権移転登記が完了したため、今回の総会に諮るかたちとなりました。

譲受人の経営作物は水稻です。

以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第38号 申請番号2について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

それでは木村委員は再度入室をお願いします。

《 木村委員入室 》

議長 議案第38号 令和7年度第8号農用地利用集積等促進計画
(所有権移転)について、
令和7年11月10日に許可を決定致します。

以上で、議案はすべて終わりました。
進行を事務局にお返しします。

事務局 審議が終わりましたので、閉会を佐藤 副会長にお願いいたします。

副会長 皆様、大変お疲れさまでした。
報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。
これをもちまして、令和7年度第8回山都町農業委員会総会を閉会
いたします。

この議事録は、書記が記録したものであるが、その内容に相違がないことを証
し、ここに署名する。

山都町農業委員会会長

2番 門岡 委員

18番 西山 委員